

保育園等に通園される3歳児～5歳児の保護者の皆様へ

令和6年4月から 保育園等の給食費を **半額** 補助します！



勝央町に住民登録しており、保育園等に通園している3歳児から5歳児の子どもに係る給食費(施設から徴収される主食費+副食費)が対象です。

○勝央町立保育園を利用している場合

手続きは不要です。健康福祉部にて主食費・副食費の減額手続きを行います。

○勝央町立保育園以外の保育園等を利用している場合

手続きが必要です。

詳しくは手引きをご確認ください。施設が補助金を代理受領し、保護者の支払いが減額される方法と一度施設に給食費をお支払いいただき、その後、半額相当分を償還払いする方法があります。

《 注 意 事 項 》

- 本補助金は令和6年4月分以降の給食費(主食費・副食費)について適用となります。
- 令和6年度から勝央町立保育園の主食費 60 円/食(3 歳児)・80 円/食(4,5 歳児)、副食費 4,800 円/月になります。勝央町立保育園が徴収する主食費はその半額を徴収します。また、勝央町から送付する利用契約決定通知書の副食費の額は、半額補助をした後の額になります。
- 補助金額の上限は主食費 1,000 円/月・副食費 2,400 円/月です。
- 保育園等は保育園・認定こども園・幼稚園であり、町外の施設であっても対象となります。
- 月開所日において、13 日以上給食を摂らなかった場合、給食費の還付を受けることができます。(保育所給食欠食届の提出等の手続きが必要です。)

【 問 い 合 わ せ 先 】

勝央町役場 健康福祉部 保育園班

TEL:0868-38-7102 Mail:kankyouhoken@town.shoo.okayama.jp